

尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海を守る措置を求める意見書  
の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を秦野市議会会議規則第 14 条  
第 1 項の規定により提出するものとする。

平成 23 年 10 月 18 日提出

提出者	秦野市議会議員	今 井	実
賛成者	同	山 下	博 己
同	同	込 山	弘 行

提案理由

尖閣諸島海域では、外国漁船による領海侵犯や違法操業が繰り返されており、平成 22 年に発生した中国漁船による衝突事件は、我が国の安全保障に関わる重大な問題であり、国家主権を守る立場からも、領土・領海を守るための体制の整備を講じるよう、国に意見書を提出するものであります。

尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海を守る措置を求める意見書

尖閣諸島海域では、おびただしい外国漁船による領海侵犯と違法操業が繰り返されており、平成22年9月7日の中国漁船の不法衝突事件では、中国漁船船長を処分保留のまま釈放する結果となった。

このままでは、尖閣諸島海域での外国漁船の違法操業が常態化し、我が国の主権が侵される危険がある。

したがって、国においては、尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海を守るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- 1 尖閣諸島において早急に現地調査を行うとともに、船舶の安全航行と漁民の安全操業のため、灯台の設置及び避難港の整備に取り組むこと。
- 2 関係省庁による警備体制を強化するとともに、領海侵犯を取り締まり、直ちに拿捕を可能とする法令を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月18日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
様

秦野市議会議長 高橋 照雄